

『夢の実現プロジェクト』に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川工科大学（以下、「本学」という。）の大学院生又は学部生（以下、「学生」という。）が任意に行うものづくりに係る活動のうち、学生の総合的な人間力の涵養に資するものを『夢の実現プロジェクト』（以下、「夢プロ」という。）と称し、これに対する支援事業に関して定めるものとする。

(対象)

第2条 前条に定める「任意に行うものづくりに係る活動のうち、学生の総合的な人間力の涵養に資するもの」とは、有形物の作製のみならず、ソフトウェア等の著作物その他本学の建学の理念に合致する全ての活動で、その活動が学生の自主性にもとづき本学の正課と関わりなく行うものをいう。

(後援会の支援)

第3条 この規程に定める支援事業については、神奈川工科大学後援会（以下、「後援会」という。）が支援するものとし、後援会は、「夢プロ」の活動に係る費用のうち一定のものを負担する。

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 担当理事（企画入学）
 - (2) 担当理事が指名する本学教育職員 若干名
 - (3) 企画入学担当部長、学生担当部長
 - (4) 後援会役員 1名
 - (5) その他、運営委員会が指名した者
2. 運営委員会の長（以下、「委員長」という。）は、担当理事（入試広報）とする。
 3. 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、会務を統括する。
 4. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会の業務)

第5条 運営委員会は、「夢プロ」の運営に関し、次の業務を遂行する。

- (1) 「夢プロ」の募集及び審査並びに経費に関する支援額の決定
 - (2) 「夢プロ」に関する後援会への報告
 - (3) 「夢プロ」に関する取り決め、基準等の整備
 - (4) その他、「夢プロ」の運営に関連する一切の事項
2. 運営委員会は、前項各号の業務の遂行にあたっては、後援会会則に掲げる目的を遵守するものとする。

(適用要件)

第6条 支援の対象となる「夢プロ」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 学生個人又は学生団体が行う活動（以下、「学生が行う活動」という。）で本学の建学の理念からみて適切であること。
- (2) 学生が行う活動が概ね単年度（その年の4月に着手し翌年2月）で終了すること。
- (3) 学生が行う活動の主たる拠点が本学内であること。
- (4) 学生が行う活動が営利を目的とする継続的行為に関係していないこと。
- (5) 学生が行う活動の指導ができる専任教職員（以下、「指導教職員」という。）がいること。
- (6) その他、第1条の目的に適すると認められること。

(指導教職員)

第7条 指導教職員は、「夢プロ」の活動をする学生に対し、学術的、社会的その他の事項について助言を行なう。

2. 指導教職員は、指導する活動に関し運営委員会から問合せがあったときは、速やかに応じなければならない。
3. 指導教職員が運営委員を務める場合、当該運営委員は、自身が指導する夢プロの審査及び承認の取消に関して関与することができないものとする。

(申請)

第8条 「夢プロ」を申請しようとする学生又は学生の団体（以下、「申請者」という。）は、毎年度の募集に応じ所定の申請書を提出しなければならない。ただし、1個人又は1団体が申請できる活動は、その年度において一つとする。

2. 申請者に関する1個人又は1団体の判定は、運営委員会において活動内容を審査して行う。
3. 指導教職員は、提出する申請書に記名押印をしなければならない。

(審査)

第9条 申請書の提出があった場合、委員長は、委員の3分の2以上が出席する運営委員会を招集する。

2. 運営委員会は、申請者から申請内容の説明を受け、その申請に係る費用の全部又は一部を承認し、若しくはその申請を支援の対象外とすることができる。ただし、承認する費用については、100万円を上限とする。
3. 運営委員会は、申請者のうちに申請活動と密接な関係がある正課を行うものがある場合、その者が関わる部分については、支援の対象外とすることができる。
4. 運営委員会は、申請者から申請内容の説明を受ける前に、申請書類の審査のみで、その申請を支援の対象外とすることができる。

(支援対象費用)

第10条 第3条に定める後援会が負担する費用（以下、「支援対象費用」という。）とは、次に掲げるもののうち、「夢プロ」の活動を遂行するにあたり直接必要とする費用で、かつ運営委員会が承認したものをいう。

- (1) 原料費、材料費又は目的物の購入費その他これらと一体として消費される物に係る費用。
 - (2) 成果発表のために参加する大会参加費、登録料、保険料その他その成果発表のために要する費用。
 - (3) 成果発表を主催する場合の運営に要する費用。ただし、成果発表は原則として、学内施設を使用するものとする。
 - (4) 印刷製本費、運搬発送費、消耗品費その他これらに類する費用。
 - (5) 工具その他の機器備品費。
 - (6) 技術修得のための費用。
 - (7) 審査員、講師または活動をサポートする者に対する報酬、謝金等で、運営委員会が認めたもの。
 - (8) その他、活動の遂行又は運営に要する費用。
2. 申請者が、「夢プロ」の活動に先立ち、すでに他の名目で後援会又は本学から支援を受けているときは、申請があった金額の全部又は一部につき支援の対象外とすることができる。
 3. 日常的な活動のための旅費交通費は、支援の対象としない。
 4. 第1項各号に定める費用のうち、寄付を目的とするもの、給与、又は活動に関して夢プロの申請者以外の者が負担すべき金銭、経済的利益等については、支援の対象としない。
 5. 第1項第1号により取得された耐久消費物は、原則として夢プロの申請者には帰属しないものとする。

(支援額の算定基準)

第11条 第5条第1項第1号に定める支援額は、申請のあった「夢プロ」について、活動の背景、斬新性、独創性、過去の活動実績、今年度の活動目標等、各要素について運営委員が評価し、次に定める評価結果に基づく評価率の平均を、第10条の「支援対象費用」に乗じて算定した金額とする。

評価結果		評価率
「夢の実現プロジェクト」の各要素を充足しており、テーマとして適切であり期待できる。	A	100%
「夢の実現プロジェクト」の各要素のうち不十分なものが散見されるが、テーマとして適切である。	B	66%
「夢の実現プロジェクト」の各要素のうち不十分なものが多く認められるが、テーマとして適切である。	C	33%
「夢の実現プロジェクト」の各要素を満たしておらず、テーマとして適切でない。	D	0%

(承認の取消)

- 第12条 支援額がすでに決定された後、申請者について、申請手続き、申請内容等に違反事項、虚偽事項等が判明した場合、運営委員会は、支援の承認を取り消すことができる。
2. 支援の取消があった場合、運営委員会は、すでに実施した支援額の全部又は一部の返還を申請者に請求することができる。
 3. 前項の返還請求は、指導教職員に対しては及ばないものとする。ただし、その者に悪意がある場合はこの限りでない。

(後援会への報告等)

- 第13条 運営委員会は、承認した支援額の内容について、後援会へ報告する。
2. 支援の承認を受けた申請者は、運営委員会、後援会又は事務局から要請があった場合、「夢プロ」の活動内容、帳簿書類等を随時開示しなければならない。
 3. 支援の承認を受けた申請者は、後援会の決算にあわせて、「夢プロ」の活動に係る決算報告を、事務局を経由して後援会に提出しなければならない。

(成果報告)

- 第14条 支援の承認を受けた申請者は、「夢プロ」の成果を運営委員会の指定する方法により公表しなければならない。

(成果の帰属)

- 第15条 「夢プロ」の成果を学内外に発表するときは、事前に運営委員会へ届け出るものとする。
- 2 「夢プロ」の成果として得た工業所有権（特許又は実用新案権等）の帰属については、支援の承認を受けた申請者と後援会との間で協議のうえ決定する。

(事務局)

- 第16条 「夢プロ」に関する事務は、企画入学課及び学生課が行う。

(改 廃)

- 第17条 この規程の改廃は、運営委員長が発議し、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成20年12月1日から実施する。

- 2 この規程の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。